

令和7年度 にぎわい創出拠点駐車場活用事業プロポーザル募集要項

1 事業の概要

1. 1 事業の名称

にぎわい創出拠点駐車場活用事業

1. 2 事業の目的

公益社団法人 玉野市観光協会（以下「協会」という）は、宇野港への誘客を促進し、もって周辺のにぎわいを図るため、多目的休憩施設等を設置した「にぎわい創出拠点施設」における駐車場において、更なるにぎわいの創出に向け、新たな事業を実施する事業者を募集する。

1. 3 事業実施条件

- (1) 当該用地は、宇野港港湾計画に基づく土地利用を開始するまでの間の借地借家法第25条に規定する一時利用のための借地権とするため、施設整備を行う場合、常設となる施設を整備することはできない。
- (2) (1)のとおり、当該用地は一時使用のため、土地利用が開始される等により利用できなくなった場合は、速やかに施設を撤去しなければならない。
- (3) 当該用地を含む周辺全体でイベント等が実施される際、協会の要請があった場合は速やかに施設を撤去し、要請期間中（イベント前後1週間程度）、当該用地を明け渡すこと。この際の撤去、再設置の費用は事業者で負担すること。（例：5月 たまの港フェスティバル、8月：たまの祭り花火大会 等）
但し、明け渡し期間中の賃借料については日割りにより減免する。
- (4) 事業実施にあたり、上下水道、電気等の施設を設置する場合は事業者において設置するとともに、事業を終了する際は事業者の負担により、設置した全ての施設を撤去し、設置前の状態に復旧すること。
- (5) 来店者、従業員のトイレについては「にぎわい創出拠点施設」に付帯のトイレを使用すること。
- (6) その他、事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守することとし、関係機関と十分調整を行った上で実施すること。

1. 4 事業者選定方法

プロポーザル（企画競争入札）方式にて事業者を選定する。

1. 5 事業実施期間

契約日から令和8年3月31日

1. 6 事業実施日・時間等

- ・実施日：実施日の判断は出店者自らが行うこと。
- ・実施時間：原則10：00～17：00

※夜間営業を希望する場合は協会に申請のうえ、22：00までの営業を認めるが、照明等は事業者で用意すること。

1. 7 募集する業種・業態等

- ・業種：飲食業
- ・業態：キッチンカー若しくは移動販売車

1. 8 事業実施用地

玉野市築港1丁目7404番1の一部及び同7352番10の一部における指定した区画内。

※別紙地図参照

1. 9 事業面積

1. 8で示した区画（16m×25m）のうち、200㎡から400㎡の範囲内で選択すること。

1. 10 最低賃借価格

月額200円/㎡以上

1. 11 保証金

事業の実施にあたり、上下水道及び電気施設等若しくはいずれかを設置する場合、これら施設の撤去に相当する金額として500,000円を保証金として協会に預け入れること。事業終了に際して施設の撤去工事が完了し、完了検査の後に協会がこれら撤去工事の不足分の工事を実施する必要がある場合は、当該保証金を充当し残金を返納する。

1. 12 その他必要経費

「にぎわい創出拠点施設」付帯トイレの維持管理費として、事業実施用地の費用とは別に月額10,000円を、使用する前月末までに賃借料とともに協会に納入すること。

2 応募者の備えるべき参加資格

- (1) 申請者自らが事業場所（「1. 8 事業実施用地」に示されている住所）及び営業内容に必要なかつ有効な営業許可を受けること。
- (2) 食品衛生責任者を配置すること。
- (3) 使用するキッチンカー若しくは移動販売車が有効な車検を受けているとともに、公道を適法に移動できるような状態であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用する。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立その他類似の倒産手続の開始をしている者は、応募者になることができない。
- (6) 岡山県・玉野市に納付すべき税金の滞納がないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員等、暴力団等、並びに暴力行為の常習者、又はそのおそれのある者は、応募者になることができない。
- (8) 法人にあっては主たる営業所、個人にあっては住民登録地が岡山県内にあり、いつでも迅速で具体的な連絡調整が可能であること。

3 提出書類について

3. 1 提出書類及び提出部数

- | | | | |
|----------|---|-----|-----|
| (1) 様式1 | 企画提案提出書 | 正1部 | 副5部 |
| (2) 様式2 | 業務経歴書 | 正1部 | 副5部 |
| (3) 任意様式 | 企画提案説明書 | 正1部 | 副5部 |
| (4) 任意様式 | 本事業の実施スケジュール案 | 正1部 | 副5部 |
| (5) | 保健所の発行する営業許可証の写し | 正1部 | 副5部 |
| (6) | 食品衛生責任者証の写し | 正1部 | 副5部 |
| (7) | 食品営業者賠償責任保険証の写し | 正1部 | 副5部 |
| (8) | キッチンカー・トレーラーの場合は車検証の写し
キッチンカー・トレーラー以外の場合は、公道を
適法に移動できることを証するもの。 | 正1部 | 副5部 |
| (9) | その他協会が必要と認めるもの | 正1部 | 副5部 |
| (10) | 電子データ 上記書類 | 各1部 | |

3. 2 受付期間

令和7年8月28日（木）～令和7年9月19日（金）

午前9時～正午 及び 午後1時～午後5時

※ 協会に持参若しくは郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は、令和7年9月19日（金）午後5時までに「3. 3 提出場所」の提出場所に必着のこと。なお、封筒の表に「賑わい創出拠点駐車場活用事業提案書一式」と朱書きし、書留郵便とすること。

※ 電子データについてはメールでの提出も可とするが、令和7年9月19日（金）午後5時必着とする。

※ 令和7年9月19日（金）午後5時以降に到着した場合は受け付けないので、時間に余裕を持って発送、発信すること。

3. 3 提出場所

〒706-0002 玉野市築港1丁目1番3号 産業振興ビル1F

公益社団法人 玉野市観光協会

TEL : 0863-21-3486

FAX : 0863-32-3331

E-Mail : info@tamanokankou.com

3. 4 企画提案書等の留意事項

- (1) 提出する書類の企画は片とじ・横書き・片面とする。
- (2) 文字の大きさは、図表中を除き、すべて10.5ポイント以上とすること。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消す。
- (4) 企画提案書等の記載事項に不備がある場合、再提出（差し替え）を依頼する場合があるので、期間に余裕をもって提出すること。

4 プロポーザル実施について

4. 1 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、下記のとおりである。

表1 選定の流れ

日 程	内 容
令和7年8月28日(木)	募集要項等の公表
令和7年8月28日(木)～9月9日(火)	募集要項等に対する質問の受付
令和7年9月12日(金)	質問に対する回答の公表
令和7年9月19日(金)	提案書類提出期限
令和7年9月26日(金)	ヒアリングの実施（審査委員会）
令和7年9月29日(月)	審査結果の公表（事業実施予定者の決定）

4. 2 募集要項等の閲覧・入手方法

(1) 閲覧日時

令和7年8月28日（木）～令和7年9月19日（金）※水曜日・祝日を除く。

午前9時～正午 及び午後1時～午後5時

(2) 閲覧場所

〒706-0002 玉野市築港1丁目1番3号 産業振興ビル1F

公益社団法人 玉野市観光協会

(3) 入手方法

募集要項等を入手する場合は協会ホームページからダウンロードすること。

4. 3 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

(1) 受付期間

令和7年8月28日（木）～令和7年9月9日（火）※水曜日・祝日を除く。

(2) 提出方法

「質問書（様式３）」に必要事項及び質問内容を記入の上、電子メールの添付ファイルとして下記提出先に送信すること。なお、電話等による口頭での質問は受け付けない。

(3) 提出先

公益社団法人 玉野市観光協会

E-Mail : info@tamanokankou.com

(4) 回 答

質問及びそれに対する回答は、提案者の認識を統一するため、質問者を伏せた形式で、令和7年9月12日（金）に、協会ホームページにて公表する。

(5) 留意事項

ア) 意見の表明と解されるものについては、回答しない。

イ) 質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものと協会が認めたものについては、個別に回答する。

5. 1 禁止事項

以下の事項は禁止する。違反が判明した場合は契約を取り消す場合がある。

- (1) 出店の権利を他者に譲渡・転貸すること。業種、業態を事前の許可なく変更すること。
- (2) 電気・上下水道を設置しない場合、周辺施設の電気・水道を使用すること。また、車両から排水すること。安全上、自家発電機の使用すること。
- (3) 過度な音響設備を使用すること。
- (4) 「1. 9 事業面積」で定めた範囲以外の場所に利用者の机・椅子や看板をはじめとした事業用の備品等を設置すること。
- (5) その他本要領に定める目的や申請内容以外の行為を行うこと。

5. 2 遵守事項

以下の事項を遵守すること。遵守しない場合が反復又は継続される場合は、契約を取り消す場合がある。

- (1) 食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底の上、食中毒等の防止に万全を期すこと。
- (2) 保健所から受けた営業許可証を見える位置に表示して営業すること。
- (3) 業務従事者の体調管理に万全を期し、発熱者は従事させないこと。
- (4) ごみ箱を設置し、飲食物等の提供に伴うごみを回収・処分すること。
- (5) 上下水道を設置しない場合は、上水は事業者にて持参し、下水（汚水）は事業者にて持ち帰り、適切に処理すること。
- (6) 事業実施用地は、毎使用前、使用後に点検し、清掃及び原状回復をすること。
- (7) キッチンカー若しくは移動販売車の自然発車を防止するための車止めを設置し、車両を動かす際は周囲の安全確保を徹底すること。

- (8) 雨天等荒天時の出店判断は出店者自らが行うこと。
- (9) 「1. 8 事業面積」で定めた範囲内に喫煙場所を設け、来店者、スタッフの喫煙は、喫煙場所で行うこと。
- (10) 出店するメニュー及び価格を分かりやすく掲示すること。
- (11) アレルギー物質表示（義務、推奨21品目）を表示すること。
- (12) 販売品目について、既存店舗との重複を避けるよう配慮すること。
- (13) 必要に応じて既存店舗との覚書を締結し、地域の調和を図ること。
- (14) 毎月の売り上げ、来客者数など、事業の状況を協会に報告すること。
- (15) 事業実施用地は公の土地であることを認識し、許可なくみだりに杭を打ち込むなどの改変を加えないこと。

5. 3 協会の指示による使用中止、契約の取り消し

次の事項に該当すると協会が判断したときは、使用中止や契約の取り消しを行うことがあります。

- (1) 荒天等のため来店者の安全確保に支障があると協会が判断したとき。
- (2) 事業実施用地の所有者である岡山県の業務や他の公用・公共用の事業のために、当該「にぎわい創出拠点駐車場活用事業」の中止が必要であると協会が判断したとき。
- (3) 禁止事項や遵守事項への違反が判明したとき。

5. 4 免責事項

次の損害については、協会はその責任を負わない。

- (1) 事業実施に起因して事業者自らが被った損害及び来店者又は第三者に与えた損害。
- (2) 出店に関する苦情、クレームに起因する損害。
- (3) 協会の指示による事業中止又は事業の取り消しによって生じた損害。
- (4) 地震、津波、洪水、暴風雨、台風、感染症その他の天変地異、戦争、テロ、火災、物品の保管中に生じた盗難及び破損、その他の不可抗力によって生じた損害。

〒706-0002 玉野市築港1丁目1番3号 産業振興ビル1F
公益社団法人 玉野市観光協会
TEL : 0863-21-3486
FAX : 0863-32-3331
E-Mail : info@tamanokankou.com